

開智国際大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 開智国際大学(以下「本学」という。)は、総合的創造的な学術技術を研究教授して、社会においてこれを躬行実践、気品知徳の模範として指導的役割を果たす人材を育成するとともに、広く国際社会全体の平和と文化の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

第2章 組織

(学部・学科及び人材の養成に関する教育上の目的)

第3条 本学に次の学部・学科を置き、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部・学科	専攻	入学定員	収容定員
教育学部 教育学科	初等教育専攻	48名	192名
	中等教育専攻	24名	96名
国際教養学部 国際教養学科	—	78名	312名
		150名	600名

2 人材の養成に関する教育上の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教育学部教育学科

教育を通して社会に貢献する使命感を持ち、教育に対する深い理解と専門的な知識並びに実践的指導力を有し、新しい教育的な課題に対応できる教育者の養成を主たる目的とする。

(2) 国際教養学部国際教養学科

日本を学び、異文化を学び、グローバル社会に対応できる英語を学び、それらを基盤として社会に貢献できる能力を持つ人材の養成を主たる目的とする。

(附属図書館)

第4条 本学に、附属図書館を置く。

第3章 教職員組織

(教職員)

第5条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

第4章 教授会

(教授会)

第7条 本学に、教育研究に関する重要事項等を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

第8条 教授会は、学長、教授をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の教職員を加えることができる。

(その他)

第9条 この章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第11条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の期の開始日および終了日を変更することができる。

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日

(3) 創立記念日

(4) 夏期休業 7月21日から9月20日まで

(5) 冬期休業 12月21日から翌年1月10日まで

(6) 春期休業 3月16日から3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 学部の修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第14条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入 学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、転入学、再入学及び編入学については、学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第17条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学・再入学・編入学)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第92条の3に定める従前の規程による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項の規程により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い、並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

3 再入学は正当な理由で本学を退学許可した者で、退学前の学部学科への入学を許可することができる。この場合には、既修得科目の全部または一部の再履修を命ずることがある。

第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第21条 授業科目を分けて、共通科目、専門科目とする。

2 前項の授業科目の種類・単位数等は、別表第1のとおりとする。

第22条 (削除)

(単位計算方法)

第23条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

- (1) 講義、演習については、15時間から30時間の講義、演習をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(教育職員免許状)

第24条の2 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により所要の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学部	学科	専攻	免許状の種類
教育学部	教育学科	初等教育専攻	小学校教諭一種免許状
		中等教育専攻	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
			中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語)

3 その他教職課程履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等)

第25条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規程により修得した単位については、60単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第26条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第28条 本学学生として、第25条及び第26条に定める大学等で授業科目の履修を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(成績)

第29条 授業科目の試験等の成績は、S・A・B・C・Dの5種の評語をもって表わし、C以上を合格とする。

第9章 休学・転学部・留学及び退学

(休学)

第30条 疾病その他特別の理由により3カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。なお、休学手続きの方法は別に定める。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第31条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間の始期は月初とし、終期は学期末又は学年末とする。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学期間は、第14条の在学年限に算入しない。

5 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学部)

第32条 他学部への転学部を希望する者がある時は、所定の審議を経て、学長が決定する。

(留学)

第33条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第37条に定める在学期間を含めることができる。

3 第25条の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第14条に定める在学年限を超えた者

(3) 第31条第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第10章 進級、卒業及び学位

(進級)

第36条 上級学年への進級に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第37条 本学に4年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、126単位以上を修得した者については、学長が教授会の意見を聴取して、卒業を認定する(詳細は別に定める)。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(卒業延期制度)

第37条の2 卒業を認定された者が、卒業の延期を希望する場合は、学長の許可を得なければならない。

2 卒業延期に関し必要な事項は、別に定める。

(学位)

第38条 卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

教育学部教育学科	学士(教育学)
国際教養学部国際教養学科	学士(国際教養学)

第11章 賞 罰

(表 彰)

第39条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

(懲 戒)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、学長が教授会の意見を聴取して、懲戒する。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 学内の秩序を乱した者

(3) 本学の体面をけがした者

(4) その他学生としての本分に著しく反した者

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、受験停止及び訓告とする。

3 その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

第41条 (削除)

(科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として履修を許可することがある。

(特別聴講学生)

第43条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することがある。

(外国人留学生)

第44条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

(その他)

第45条 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 検定料、入学金及び授業料等

(検定料等の金額)

第46条 検定料、入学金及び授業料等の金額は、別表第2のとおりとする。なお、免除、減免等については、別に定める。

(授業料等の納期)

第47条 授業料等は毎年前期分を4月1日までに、後期分を10月1日までに納入するものとする。ただし、事情によっては、学長が延納を認めることができる。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第48条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第49条 休学を許可され又は命ぜられた者については、別表第2の休学在籍料を納入するものとし、休学期間の授業料、施設設備資金を免除する。

(復学等の場合の授業料)

第50条 学期の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第51条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第52条 納付した検定料、入学金及び授業料等は原則として返付しない。

第14章 公開講座

(公開講座)

第53条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第15章 別科

(別科)

第54条 本学に別科を置く。

2 別科に次の課程を置き、入学定員は次のとおりとする。

日本語研修課程 20名

3 別科の修業年限は2年とする。

4 別科に関する必要な事項は別に定める。

5 検定料、入学金及び授業料等の金額は別表第3のとおりとする。

第16章 補則

(改廃)

第55条 本学則の改廃は、運営会議の議を経て学長が理事長に諮るものとする。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成12年度から平成14年度までの収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部・学科	年 度	収 容 定 員
人文経営学部 人文経営学科	平成12年度	250名
	平成13年度	500名
	平成14年度	770名 (編入学定員3年次20名含む)

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、施行前に入学した者及び平成17年度までに編入学した者に対する第3条、第21条、第37条、第38条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 平成16年度から平成18年度までの収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	学部・学科	収 容 定 員
平成16年度	人文経営学部	
	人間関係学科	125名
	国際経営学科	100名
	文化芸術学科	32名
平成17年度	人文経営学部	
	人間関係学科	250名
	国際経営学科	200名
	文化芸術学科	64名
平成18年度	人文経営学部	
	人間関係学科	377名 (編入学定員3年次2名含む)
	国際経営学科	302名 (編入学定員3年次2名含む)
	文化芸術学科	98名 (編入学定員3年次2名含む)

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成15年度までに入学した者及び平成17年度までに編入学した者に対する第3条、第21条、第37条、第38条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、施行前に入学した者及び平成22年度までに編入学した者に対する第3条、第21条、第22条、第24条、第29条、第32条、第37条、第38条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 施行前に入学した者及び平成22年度までに編入学した者のうち、学芸員の資格を取得しようとする者は、前項にかかわらず第21条に定める授業科目のうち学芸員課程履修に必要な授業科目を履修できるものとし、第24条第3項に従い、必要な単位を修得しなければならない。
- 平成21年度から平成23年度までの収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	学部・学科	収 容 定 員
平成 2 1 年度	リベラルアーツ学部	
	総合経営学科	95名
	人間心理学科	40名
	総合文化学科	90名
平成 2 2 年度	リベラルアーツ学部	
	総合経営学科	190名
	人間心理学科	80名
	総合文化学科	180名
平成 2 3 年度	リベラルアーツ学部	
	総合経営学科	290名 (編入学定員3年次5名含む)
	人間心理学科	125名 (編入学定員3年次5名含む)
	総合文化学科	275名 (編入学定員3年次5名含む)

附 則

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成23年度から平成25年度までの収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	学部・学科	収 容 定 員
平成 2 3 年度	リベラルアーツ学部	
	総合経営学科	260名 (編入学定員3年次5名含む)
	人間心理学科	125名 (編入学定員3年次5名含む)
	総合文化学科	230名 (編入学定員3年次5名含む)
平成 2 4 年度	リベラルアーツ学部	
	総合経営学科	330名 (編入学定員3年次5名含む)
	人間心理学科	170名 (編入学定員3年次5名含む)
	総合文化学科	280名 (編入学定員3年次5名含む)
平成 2 5 年度	リベラルアーツ学部	
	総合経営学科	300名 (編入学定員3年次5名含む)
	人間心理学科	170名 (編入学定員3年次5名含む)
	総合文化学科	235名 (編入学定員3年次5名含む)

附 則

- この学則は、平成23年3月25日から施行する。ただし、平成20年度までに入学した者及び平成22年度までに編入学した者に対する第3条、第21条、第22条、第24条、第29条、第32条、第37条、第38条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 平成20年度までに入学した者及び平成22年度までに編入学した者のうち、学芸員の資格を取得しようとする者は、前項にかかわらず第21条に定める授業科目のうち学芸員課程履修に必要な授業科目を履修できるものとし、第24条第3項に従い、必要な単位を修得しなければならない。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成20年度までに入学した者及び平成22年度までに編入学した者に対する第3条、第21条、第22条、第24条、第29条、第32条、第37条、第38条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 2 平成20年度までに入学した者及び平成22年度までに編入学した者のうち、学芸員の資格を取得しようとする者は、前項にかかわらず第21条に定める授業科目のうち学芸員課程履修に必要な授業科目を履修できるものとし、第24条第3項に従い、必要な単位を修得しなければならない。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、施行前までに入学した者及び平成25年度までに編入学した者に対する第21条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 2 平成20年度までに入学した者及び平成22年度までに編入学した者のうち、学芸員の資格を取得しようとする者は、前項にかかわらず第21条に定める授業科目のうち学芸員課程履修に必要な授業科目を履修できるものとする。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度までに入学した者及び平成27年度までに編入学した者に対する第21条、第37条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度までに入学した者及び平成27年度までに編入学した者に対する第21条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成25年度までに入学した者及び平成27年度までに編入学した者に対する第21条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度の収容定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	学部・学科	収 容 定 員
平成 2 8 年度	リベラルアーツ学部 総合経営学科	2 6 8 名 (編入学定員 3 年次 3 名含む)
	人間心理学科	1 6 6 名 (編入学定員 3 年次 1 名含む)
	総合文化学科	1 8 6 名 (編入学定員 3 年次 1 名含む)

附 則

- この学則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行前に入学した者及び平成 3 0 年度までに編入学した者に対する第 3 条、第 1 4 条、第 2 0 条、第 2 1 条、第 2 4 条、第 2 4 条の 2、第 2 7 条第 3 項、第 3 2 条、第 3 7 条、第 3 8 条、第 4 6 条別表第 2 の規定の適用については、なお従前の例による。
- 平成 2 9 年度から平成 3 1 年度までの収容定員は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	学部・学科	収 容 定 員
平成 2 9 年度	教育学部教育学科 初等教育専攻	4 8 名
	中等教育専攻	2 4 名
	国際教養学部国際教養学科	7 8 名
平成 3 0 年度	教育学部教育学科 初等教育専攻	9 6 名
	中等教育専攻	4 8 名
	国際教養学部国際教養学科	1 5 6 名
平成 3 1 年度	教育学部教育学科 初等教育専攻	1 4 4 名
	中等教育専攻	7 2 名
	国際教養学部国際教養学科	2 3 4 名

附 則

- この学則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- ただし、平成 2 8 年度までに入学した者及び平成 3 0 年度までに編入学した者に対する第 3 条、第 1 4 条、第 2 0 条、第 2 1 条、第 2 4 条、第 2 4 条の 2、第 2 7 条第 3 項、第 3 2 条、第 3 8 条、第 4 6 条別表第 2 の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行前に入学した者に対する第 2 1 条別表第 1 の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表第1
(教育学部教育学科)

科目 区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
英語	英語AⅠ	1		
	英語AⅡ	1		
	英語BⅠ	1		
	英語BⅡ	1		
	英語CⅠ	1		
	英語CⅡ	1		
	英語DⅠ	1		
	英語DⅡ	1		
	英語EⅠ	1		
	英語EⅡ	1		
	英語FⅠ		1	
	英語FⅡ		1	
	英語GⅠ		1	
	英語GⅡ		1	
	論理的思考／表現	論理的思考法		2
論理的表現法			2	
プレゼンテーションA (日本語)			2	
プレゼンテーションB (English)			2	
人文科学	哲学		2	
	倫理学		2	
	宗教学		2	
	心理学概論		2	
	芸術学		2	
	日本文学史		2	
	史学概論		2	
社会科学	憲法		2	
	法学		2	
	政治学		2	
	経済学		2	
	経営学		2	
自然科学	社会学		2	
	生物学		2	
	人間工学		2	
	物理学		2	
外国語	地球科学		2	
	数学		2	
	ドイツ語Ⅰ		1	
	ドイツ語Ⅱ		1	
	フランス語Ⅰ		1	
	フランス語Ⅱ		1	
総合	中国語Ⅰ		1	
	中国語Ⅱ		1	
スポーツ／健康	グローバル社会を生きる	2		
	スポーツ実技Ⅰ		1	
	スポーツ実技Ⅱ		1	
情報	健康づくり運動論		2	
	情報機器の操作Ⅰ	2		
	情報機器の操作Ⅱ		2	
	情報処理概論		2	

科目 区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
専 門 科 目	教育の基礎	教育学概論 [小]		2	初等教育専攻必修
		教育学概論 [中・高]		2	中等教育専攻必修
		教職論 [小]		2	初等教育専攻必修
		教職論 [中・高]		2	中等教育専攻必修
		教育行政学 [小]		2	初等教育専攻必修
		教育行政学 [中・高]		2	中等教育専攻必修
		教育方法論 [小]		2	初等教育専攻必修
		教育方法論 [中・高]		2	中等教育専攻必修
		特別な教育的ニーズの理解とその支援 [小]		2	初等教育専攻必修
		特別な教育的ニーズの理解とその支援 [中・高]		2	中等教育専攻必修
		教育時事問題		2	
	青少年と国際教育		2		
	教育を支える心理学	心身の発達と学習過程 [小]		2	初等教育専攻必修
		心身の発達と学習過程 [中・高]		2	中等教育専攻必修
		教育心理学		2	
		発達心理学		2	
		青年心理学		2	
		社会心理学		2	
		学校心理学		2	
		発達支援論		2	
		障がい児・者の心理学		2	
		家族心理学		2	
		臨床心理学		2	
	パーソナリティ心理学		2		
	健康心理学		2		
	教育者としての専門性	道徳教育の理論と方法 [小]		2	初等教育専攻必修
		道徳教育の理論と方法 [中]		2	中等教育専攻必修
		総合的な学習の時間の指導法(教育課程論を含む) [小]		2	初等教育専攻必修
		総合的な学習の時間の指導法(教育課程論を含む) [中・高]		2	中等教育専攻必修
		特別活動の理論と方法 [小]		2	初等教育専攻必修
特別活動の理論と方法 [中・高]			2	中等教育専攻必修	
生徒指導論(教育課程論を含む) [小]			2	初等教育専攻必修	
生徒指導論(教育課程論を含む) [中・高]			2	中等教育専攻必修	
教育相談と進路指導 [小]			2	初等教育専攻必修	
教育相談と進路指導 [中・高]			2	中等教育専攻必修	
教育における調査と統計			2		
国際バカロレア教育研究			2		
ICTを活用した授業実践研究A			2		
ICTを活用した授業実践研究B			2		
青少年と情報メディア			2		

科目 区分	授業科目の名称	単位数		備考		
		必修	選択			
専 門 科 目	児童教育の専門科目	国語科教育研究（書写を含む）		2	初等教育専攻必修	
	社会科教育研究			2	初等教育専攻必修	
	算数科教育研究			2	初等教育専攻必修	
	理科教育研究			2	初等教育専攻必修	
	生活科教育研究			2	初等教育専攻必修	
	音楽科教育研究			2	初等教育専攻必修	
	図画工作科教育研究			2	初等教育専攻必修	
	家庭科教育研究			2	初等教育専攻必修	
	体育科教育研究			2	初等教育専攻必修	
	英語科教育研究			2	初等教育専攻必修	
	教科教育研究A			1	初等教育専攻必修	
	教科教育研究B			1	初等教育専攻必修	
	英語教育の専門科目	英語学概論			2	中等教育専攻英語コース必修
	英文法			2	中等教育専攻英語コース必修	
	英語文学A			2	中等教育専攻英語コース必修	
	英語文学B			2	中等教育専攻英語コース必修	
	イギリスの文学			2		
	アメリカの文学			2		
	Reading A			1	中等教育専攻英語コース必修	
	Reading B			1	中等教育専攻英語コース必修	
	Writing A			1	中等教育専攻英語コース必修	
	Writing B			1	中等教育専攻英語コース必修	
	Listening A			1	中等教育専攻英語コース必修	
	Listening B			1	中等教育専攻英語コース必修	
	Speaking A			1	中等教育専攻英語コース必修	
	Speaking B			1	中等教育専攻英語コース必修	
	異文化の理解に向けて			2	中等教育専攻英語コース必修	
	英語圏の国々の歴史と文化			2	中等教育専攻英語コース必修	
	イギリスの生活と文化			2		
	アメリカの生活と文化			2		
	ヨーロッパの生活と文化A			2		
	ヨーロッパの生活と文化B			2		
	国語教育の専門科目	国語学概論			2	中等教育専攻国語コース必修
日本語の表現			2	中等教育専攻国語コース必修		
日本語文章法			2	中等教育専攻国語コース必修		
日本語のレトリック			2			
国文学史A			2	中等教育専攻国語コース必修		
国文学史B			2	中等教育専攻国語コース必修		
日本の古典文学A			2	中等教育専攻国語コース必修		
日本の古典文学B			2			
日本の近代文学A			2	中等教育専攻国語コース必修		
日本の近代文学B			2			
中国の文学			2	中等教育専攻国語コース必修		
漢文学Ⅰ			2	中等教育専攻国語コース必修		
漢文学Ⅱ			2	中等教育専攻国語コース必修		
書道			2	中等教育専攻国語コース必修		

科目 区分	授業科目の名称		単位数		備考
			必 修	選 択	
専 門 科 目	小 学 校	初等教科教育法（国語）		2	初等教育専攻必修
		初等教科教育法（社会）		2	初等教育専攻必修
		初等教科教育法（算数）		2	初等教育専攻必修
		初等教科教育法（理科）		2	初等教育専攻必修
		初等教科教育法（生活）		2	初等教育専攻必修
		初等教科教育法（音楽）		2	初等教育専攻必修
		初等教科教育法（図画工作）		2	初等教育専攻必修
		初等教科教育法（家庭）		2	初等教育専攻必修
		初等教科教育法（体育）		2	初等教育専攻必修
		初等教科教育法（英語）		2	初等教育専攻必修
		教育実習Ⅰ〔小〕		2	
		教育実習Ⅱ〔小〕		2	
		教育実習事前事後指導〔小〕		1	
		教職実践演習〔小〕		2	
	中 学 校 ・ 高 等 学 校	英語科教育法Ⅰ		2	中等教育専攻英語コース必修
		英語科教育法Ⅱ		2	中等教育専攻英語コース必修
		英語科教育法Ⅲ		2	中等教育専攻英語コース必修
		英語科教育法Ⅳ		2	中等教育専攻英語コース必修
		国語科教育法Ⅰ		2	中等教育専攻国語コース必修
		国語科教育法Ⅱ		2	中等教育専攻国語コース必修
		国語科教育法Ⅲ		2	中等教育専攻国語コース必修
		国語科教育法Ⅳ		2	中等教育専攻国語コース必修
		教育実習Ⅰ〔中・高〕		2	
		教育実習Ⅱ〔中〕		2	
	教育実習事前事後指導〔中・高〕		1		
	教職実践演習〔中・高〕		2		
	ゼ ミ ナ ー ル	ゼミナールⅠ	2		
ゼミナールⅡ		2			
ゼミナールⅢ		4			
ゼミナールⅣ		4			

卒業要件： <初等教育専攻>

必修科目として26単位、選択科目として共通科目・専門科目の中から100単位以上修得すること。ただし、選択科目には、次の①～⑥のとおり単位を修得し、これに含まれること。

- ① 共通科目『リベラルアーツ基礎』の人文科学・社会科学・自然科学・外国語の4分野の中から3分野以上6単位修得。
- ② 専門科目『教育の基礎』から初等教育専攻必修10単位修得。
- ③ 専門科目『教育を支える心理学』から初等教育専攻必修2単位修得。
- ④ 専門科目『教育者としての専門性』から初等教育専攻必修10単位修得。
- ⑤ 専門科目『児童教育の専門科目』から初等教育専攻必修22単位修得。
- ⑥ 専門科目『教職科目／小学校』から初等教育専攻必修20単位修得。

<中等教育専攻>

必修科目として26単位、選択科目として共通科目・専門科目の中から100単位以上修得すること。ただし、選択科目には、次の①～⑦のとおり単位を修得し、これに含まれること。

- ① 共通科目『リベラルアーツ基礎』の人文科学・社会科学・自然科学・外国語の4分野の中から3分野以上6単位修得。
- ② 専門科目『教育の基礎』から中等教育専攻必修10単位修得。
- ③ 専門科目『教育を支える心理学』から中等教育専攻必修2単位修得。
- ④ 専門科目『教育者としての専門性』から中等教育専攻必修10単位修得。
- ⑤ 英語コースの場合は、専門科目『英語教育の専門科目』から中等教育専攻英語コース必修20単位修得。

国語コースの場合は、専門科目『国語教育の専門科目』から中等教育専攻国語コース必修22単位修得。

⑥ 英語コースの場合は、専門科目『教職科目／中学校・高等学校』から中等教育専攻英語コース必修8単位修得。

国語コースの場合は、専門科目『教職科目／中学校・高等学校』から中等教育専攻国語コース必修8単位修得。

⑦ 英語コースの場合は、「イギリスの文学」「アメリカの文学」「イギリスの生活と文化」「アメリカの生活と文化」「ヨーロッパの生活と文化A」「ヨーロッパの生活と文化B」「教育時事問題」「青少年と国際教育」「教育における調査と統計」「国際バカロレア教育研究」「ICTを活用した授業実践研究A」「ICTを活用した授業実践研究B」「青少年と情報メディア」の13科目の中から6単位以上修得。

国語コースの場合は、「日本語のレトリック」「日本の古典文学B」「日本の近代文学B」「教育時事問題」「青少年と国際教育」「教育における調査と統計」「国際バカロレア教育研究」「ICTを活用した授業実践研究A」「ICTを活用した授業実践研究B」「青少年と情報メディア」の10科目の中から6単位以上修得。

(国際教養学部国際教養学科)

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
英語	英語 A I	1			
	英語 A II	1			
	英語 B I	1			
	英語 B II	1			
	英語 C I	1			
	英語 C II	1			
	英語 D I	1			
	英語 D II	1			
	英語 E I	1			
	英語 E II	1			
	英語 F I		1		
	英語 F II		1		
	英語 G I		1		
	英語 G II		1		
	論理的思考／表現	論理的思考法		2	
論理的表現法			2		
プレゼンテーションA (日本語)			2		
プレゼンテーションB (English)			2		
共通科目	人文科学	哲学		2	
		倫理学		2	
		宗教学		2	
		心理学概論		2	
		芸術学		2	
	社会科学	日本文学史		2	
		史学概論		2	
		憲法		2	
		法学		2	
		政治学		2	
リベラルアーツ基礎	自然科学	経済学		2	
		経営学		2	
		社会学		2	
		生物学		2	
		人間工学		2	
外国語	外国語	物理学		2	
		地球科学		2	
		数学		2	
		ドイツ語 I		1	
		ドイツ語 II		1	
		フランス語 I		1	
		フランス語 II		1	
		中国語 I		1	
中国語 II		1			
総合	総合	日本語能力試験対策 I		1	留学生用
		日本語能力試験対策 II		1	留学生用
キャリア	キャリア	グローバル社会を生きる A	2		
		グローバル社会を生きる B		2	
キャリア	キャリア	キャリアデザイン I		2	
		キャリアデザイン II		2	
		キャリアデザイン III		2	
		キャリアデザイン IV		2	
		インターンシップ		2	

科目区分	授業科目の名称		単位数		備考	
			必修	選択		
共通科目	スポーツ／健康	スポーツ実技Ⅰ		1		
		スポーツ実技Ⅱ		1		
		健康づくり運動論		2		
	情報	情報機器の操作Ⅰ		2		
		情報機器の操作Ⅱ		2		
情報処理概論			2			
専門科目	国際教養	総合講座	Human Studies 特論	2		
			Social Studies 特論	2		
			Local & Regional Studies 特論	2		
			Global Studies 特論	2		
	国際教養	総合演習	Human Studies 演習		2	
			Social Studies 演習		2	
			Local & Regional Studies 演習		2	
			Global Studies 演習		2	
			国際社会貢献研究		2	
			地域社会貢献研究		2	
	人間理解		宗教人類学		2	
			死生学		2	
			心理学研究法A		2	
			心理学研究法B		2	
			神経・生理心理学		2	
			知覚・認知心理学A		2	
			知覚・認知心理学B		2	
			心理学統計法		4	
			心理学実験Ⅰ		3	
			心理学実験Ⅱ		2	
			学習・言語心理学		2	
			教育・学校心理学A		2	
			発達心理学		2	
			青年心理学		2	
			心身の発達と学習過程		2	
			臨床心理学概論		2	
			感情・人格心理学		2	
障害者・障害児心理学				2		
心理的アセスメントA				2		
心理的アセスメントB				2		
人体の構造と機能及び疾病				2		
精神疾患とその治療				2		
心理学的支援法				2		
認知行動療法				2		
精神分析学				2		
心理演習A				4		
心理演習B				4		
心理実習		5				
公認心理師の職責		2				

科目 区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
専 門 科 目	地域・ 経済	関係行政論		2	
		社会・集団・家族心理学A		2	
		社会・集団・家族心理学B		2	
		教育・学校心理学B		2	
		コミュニティ心理学		2	
		健康・医療心理学		2	
		福祉心理学		2	
		司法・犯罪心理学		2	
		産業・組織心理学		2	
		発達支援論		2	
		地域経済		2	
		アジア経済とビジネス		2	
		ヨーロッパ経済論		2	
		日本経済と社会		2	
		経済学Ⅰ		2	
		経済学Ⅱ		2	
		経済学史		2	
		経営学概論		2	
		経営管理論		2	
		人的資源管理論		2	
	経営組織論		2		
	会計学		2		
	簿記		2		
	マーケティング論		2		
	コーポレート・ファイナンス		2		
	企業の社会的責任		2		
	ビジネスと法		2		
	プロジェクト演習		4		
	ビジネス・プレゼンテーション		2		
	文化・ 言語	日本史通論		2	
		日本文化史		2	
		日本政治史		2	
		東アジア交渉史		2	
		現代日本の生活と文化		2	
日本人論			2		
日本のサブ・カルチャー			2		
世界近現代史			2		
歴史社会学			2		
イギリスの生活と文化			2		
アメリカの生活と文化			2		
ドイツの生活と文化			2		
フランスの生活と文化			2		
ロシアの生活と文化			2		
インドの生活と文化			2		
中国の生活と文化			2		
比較芸術論			2		
ドイツ語会話Ⅰ			1		
ドイツ語会話Ⅱ			1		
フランス語会話Ⅰ			1		
フランス語会話Ⅱ			1		
中国語会話Ⅰ			1		
中国語会話Ⅱ			1		
異文化コミュニケーション			2		
Career English		1			
Practical Reading in English		1			

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
専 門 科 目	文化・言語	Practical English Listening		1	
		Media English		1	
		Interactive English I		1	
		Interactive English II		1	
		Assertion Training		1	
		English through Content		1	
		English and Culture		1	
		Debates in English		1	
	国際社会	国際社会論		2	
		マスコミ論		2	
		グローバル化と日本社会		2	
		国際関係論		2	
		国際経済学		2	
		国際金融論		2	
		国際政治経済学		2	
		グローバル・ビジネス論 I		2	
		グローバル・ビジネス論 II		2	
		国際ビジネス・リテラシー		2	
		アントルプレナー論		2	
		イベント・プロデュース A		2	
		イベント・プロデュース B		2	
		海外研修 A I		4	
		海外研修 A II		4	
		海外研修 B I		4	
		海外研修 B II		4	
		海外研修 C I		4	
		海外研修 C II		4	
		ビジネス統計		2	
		情報管理		2	
		情報管理演習 I		2	
		情報管理演習 II		2	
		情報システム論		2	
		情報処理演習 I		2	
情報処理演習 II		2			
マルチメディア演習		2			
ネットワーク論		2			
情報イノベーション		2			
ゼミナール	ゼミナール I	2			
	ゼミナール II	2			
	ゼミナール III	4			
	ゼミナール IV	4			

卒業要件：必修科目として32単位、選択科目として共通科目・専門科目の中から94単位以上修得すること。ただし、選択科目には、次の①～④のとおり単位を修得し、これに含まれること。

- ①共通科目『リベラルアーツ基礎』の5分野の中から3分野以上10単位修得。
- ②専門科目『国際教養／総合演習』の中から4単位修得。
- ③専門科目『文化・言語』の「現代日本の生活と文化」「イギリスの生活と文化」「アメリカの生活と文化」「ドイツの生活と文化」「フランスの生活と文化」「ロシアの生活と文化」「インドの生活と文化」「中国の生活と文化」の8科目の中から4単位修得。
- ④専門科目の中から50単位以上修得。

別表第2

検 定 料	20,000円
入 学 金	250,000円
授 業 料	900,000円 (前期:450,000円 後期450,000円)
施設設備資金	80,000円 (前期:40,000円 後期:40,000円)
休学在籍料	20,000円 (前期:10,000円 後期:10,000円)

別表第3

検 定 料	20,000円
入 学 金	100,000円
授 業 料	500,000円 (前期:250,000円 後期250,000円)